○農業協同組合法施行細則農業協同組合法施行細則 昭和四十九年六月十一日 三重県規則第三十九号

改正昭和五一年 五月一一日三重県規則第三一号昭和六一年 三月三一日三重県規則第一一号 平成 五年 三月三〇日三重県規則第二〇号平成 六年 三月二九日三重県規則第四二号 平成一〇年 四月 一日三重県規則第三五号 平成一五年 一月一七日三重県規則第一号平成一六年 三月三一日三重県規則第二九号 平成一七年 三月 七日三重県規則第九号平成一八年 三月三一日三重県規則第四〇号 平成二〇年 三月一一日三重県規則第八号平成二四年 八月三一日三重県規則第四四号 平成二五年 三月二九日三重県規則第四二号平成二八年 三月二二日三重県規則第二〇号 令和 二年一二月 八日三重県規則第七四号

農業協同組合法施行規則をここに公布する。

農業協同組合法施行細則

題名改正〔平成一五年規則一号〕

三重県農業協同組合法施行規則(昭和三十一年三重県規則第十七号)の全部を改正する。(趣旨)

第一条 この規則は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。)の 施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一五年規則一号〕

(設立認可の申請)

第二条 法第五十九条第一項の規定により、県の区域若しくは県の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合又は県の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合連合会(以下「組合」という。)の設立の認可を申請しようとするときは、発起人は、定款及び事業計画のほか、次に掲げる書類を提出してこれをしなければならない。

- 一 設立の経過に係る書面
- 二 設立準備会の議事録謄本
- 三 創立総会の議事録謄本
- 四 役員の選挙録及び開票録の謄本(創立総会で役員を選挙する場合に限る。)
- 2 前項第一号の設立の経過に係る書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 発起人の決定状況
- 二 設立準備会の開催に係る公告の写し
- 三 創立総会の開催に係る公告の写し
- 四 役員の役職名、氏名、住所及び略歴並びに理事にあつては設立の同意を申し出た農業者(法

人にあつては、その役員)又は設立の同意を申し出た組合の組合員であることの有無一部改正 [昭和五一年規則三一号・平成一五年一号・令和二年七四号] (設立登記完了の届出)

第三条 組合は、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)第二条第一項の規定による設立 の登記をしたときは、二週間以内に、登記事項証明書を添えて登記年月日を知事に届け出なけれ ばならない。

一部改正〔昭和五一年規則三一号・平成一七年九号・二八年二〇号〕

(貸付けの員外利用割合の限度の特例の指定申請)

第四条 組合は、法第十条第十八項の規定による指定を受けようとするときは、次に掲げる書類 を添えて申請しなければならない。

- 一 組合員に対する資金の貸付状況その他資金の運用状況を記載した書面
- 二 貸借対照表及び損益計算書
- 三 機構図
- 四 その他知事が必要と認める書類

追加〔平成六年規則四二号〕、一部改正〔平成一五年規則一号・一八年四〇号・令和二年七四号〕 (信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請及び変更の届出)

第五条 組合は、法第十一条第一項の規定による信用事業規程の設定の承認を受けようとすると きは、信用事業規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 定款
- 二 信用事業規程の設定に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 三 信用事業方法書
- 2 組合は、法第十一条第三項の規定による信用事業規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- 一 信用事業規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表
- 二 信用事業規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面
- 三 信用事業規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 3 法第十一条第四項の規定による信用事業規程の変更の届出は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- 一 その事由を記載した書面及び新旧対照表
- 二 信用事業規程の変更に係る総会又は総代会の議事録謄本

追加〔平成六年規則四二号〕、一部改正〔平成一五年規則一号〕

(共済規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第六条 組合は、法第十一条の十七第一項の規定による承認を受けようとするときは、共済規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 定款
- 二 共済規程の設定に係る総会又は総代会の議事録謄本

- 2 組合は、法第十一条の十七第三項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- 一 共済規程の変更にあつてはその事由を記載した書面及び新旧対照表、当該規程の廃止にあつ てはその事由を記載した書面及び現に締結している共済契約の取扱の方針を記載した書面
- 二 共済規程の変更又は廃止に係る総会若しくは総代会又は理事会の議事録謄本
- 一部改正〔昭和五一年規則三一号・平成六年四二号・一五年一号・一八年四〇号・二八年二〇号〕 (信託規程の設定又は変更の承認申請)

第七条 組合は、法第十一条の四十二第一項の規定による承認を受けようとするときは、信託規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 定款
- 二 信託規程の設定に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 2 組合は、法第十一条の四十二第三項の規定による信託規程の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- 一 信託規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表
- 二 信託規程の変更に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 一部改正〔平成六年規則四二号・一五年一号・一八年四〇号・二八年二〇号〕

(信託規程の軽微な変更又は廃止の届出)

第七条の二 組合は、法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程の変更又は廃止をしたときは、次に掲げる書類を添えて二週間以内に知事に届け出なければならない。

- 一 信託規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表、当該規程の廃止にあっては、その事由を記載した書面
- 二 信託規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本

追加〔平成二八年規則二○号〕

(宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認申請)

第八条 組合は、法第十一条の四十八第一項の規定による承認を受けようとするときは、宅地等 供給事業実施規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 定款
- 二 宅地等供給事業実施規程の設定に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 2 組合は、法第十一条の四十八第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- 一 宅地等供給事業実施規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表
- 二 当該規程の変更に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 一部改正〔平成六年規則四二号・一五年一号・一八年四〇号・二八年二〇号〕

(宅地等供給事業実施規程の軽微な変更又は廃止の届出)

第八条の二 組合は、法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止をしたときは、次に掲げる書類を添えて二週間以内に知事に届け出なければならない。

- 一 宅地等供給事業実施規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表、当該 規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面
- 二 当該規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本

追加〔平成二八年規則二〇号〕

(農業経営規程の設定又は変更の承認申請)

第九条 組合は、法第十一条の五十一第一項の規定による農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、農業経営規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 定款
- 二 農業経営規程の設定に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 2 組合は、法第十一条の五十一第三項の規定による農業経営規程の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- 一 農業経営規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表
- 二 農業経営規程の変更に係る総会又は総代会の議事録謄本

追加〔平成六年規則四二号〕、一部改正〔平成一五年規則一号・一八年四〇号・二八年二〇号〕 (農業経営規程の軽微な変更又は廃止の届出)

第九条の二 組合は、法第十一条の五十一第四項の規定による農業経営規程の変更又は廃止をしたときは、次に掲げる書類を添えて二週間以内に知事に届け出なければならない。

- 一 農業経営規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び新旧対照表
- 二 農業経営規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面
- 三 農業経営規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録謄本

追加〔平成二八年規則二〇号〕

(議決事項の届出)

第十条 組合は、次に掲げる事項を決議したときは、二週間以内に、その議事録の謄本を添えて 知事に届け出なければならない。

- 一 規約、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止
- 二 団体協約の締結
- 三 組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更
- 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 五 理事及び監事の報酬
- 六 事業報告、財産目録(非出資組合に限る。)、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は 損失処理案
- 七 事業の全部の譲渡、信用事業の全部又は一部の譲渡並びに共済事業の全部又は一部の譲渡及 び共済契約の包括移転

八 県の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)、県の 区域を地区とする農業協同組合連合会(以下「県連合会」という。)又は農業協同組合中央会(以 下「中央会」という。)その他の団体の設立の発起人となり、又は設立準備会の議事に同意するこ と。

- 九 組合、県連合会又は中央会その他の団体への加入及び組合、県連合会又は中央会その他の団体からの脱退
- 十 組合の事業を行うため必要がある場合における会社の株式の取得又は法人若しくは団体(組合、県連合会、農林中央金庫及び農業信用基金協会を除く。)に対する出資若しくは出えん
- 十一 組合員の除名
- 十二 農業の経営を行う法人の農業経営の安定及び発展を図るため、当該法人の株式を取得し、又は当該法人に対して出資又は出えんすること。
- 十三 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。
- 一部改正〔昭和五一年規則三一号・平成五年二〇号・六年四二号・二〇年八号・令和二年七四号〕 (信用事業又は共済事業の全部譲渡の届出)
- 第十一条 組合は、前条第一項第八号の決議により信用事業若しくは共済事業の全部を譲渡したとき、又は共済契約の全部を移転したときは、遅滞なく次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。
- 一 信用事業若しくは共済事業の譲渡契約書謄本又は共済契約の移転契約書謄本
- 二 譲渡した事業又は移転した契約の内容を記載した書面
- 三 財産目録及び貸借対照表
- 四 信用事業を譲渡した組合にあつては、法第五十条の二第五項の規定による公告をしたことを 証する書面
- 五 法第五十条の二第四項又は第五十条の四第四項において準用する法第四十九条第二項又は第 五十条第二項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面
- 追加〔平成六年規則四二号〕、一部改正〔平成一五年規則一号・一八年四〇号・二八年二〇号〕 (組合に対する請求の届出)
- 第十二条 組合は、次に掲げる事項の請求を組合員より受けたときは、その請求書の写しを添え て直ちに知事に届け出なければならない。
- 一 法第三十八条第一項の規定による役員の改選請求
- 二 法第四十三条の規定による参事又は会計主任の解任請求
- 三 法第四十三条の三第二項の規定による総会の招集請求
- 一部改正 [平成五年規則二〇号・六年四二号]

(役員、参事及び会計主任の就任及び退任の届出)

- 第十三条 組合は、役員を選挙又は選任の方法により選出したときは、役員の役職名、氏名、年令、就任年月日、略歴及び営農状況を記載した書面並びに役員の選挙に係る選挙録及び開票録の写し又は選任に係る議事録の謄本を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。
- 2 組合は、参事及び会計主任を選任したときは、その者の職名、氏名、年令、就任年月日及び略歴を記載した書面並びに理事会の議事録の謄本を添えて、二週間以内に、知事に届け出なければならない。ただし、参事については、参事を置いた事務所も同時に届け出なければならない。

- 3 前二項の役員、参事又は会計主任が退任したときは、その役職名、氏名及び退任年月日を、
- 二週間以内に知事に届け出なければならない。
- 一部改正〔平成六年規則四二号〕

(総会又は総代会の開催届出)

第十四条 組合は、法第四十三条の六第一項(法第四十八条第七項において準用する場合を含む。) の規定により、総会又は総代会の招集通知をしたときは、招集通知の年月日、開催の日時及び場 所並びに会議の目的たる事項を直ちに知事に届け出なければならない。

- 2 監事は、法第四十三条の四第二項又は第四十八条の二第四項(法第四十八条第七項において これらの規定を準用する場合を含む。)の規定により総会又は総代会の招集通知をしたときは、前 項の書面のほか、当該総会又は当該総代会を招集する事由を記載した書面を添えて直ちに知事に 届け出なければならない。
- 一部改正 [昭和五一年規則三一号・平成五年二〇号・六年四二号・一五年一号・一八年四〇号] (総会又は総代会の延期又は続行の届出)

第十五条 組合は、法第四十六条の三(法第四十八条第七項において準用する場合を含む。)の規定により、総会又は総代会において総会又は総代会の延期又は続行の決議をしたときは、当該決議をした事由を記載した書面及び当該総会又は当該総代会に係る議事録の謄本を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成五年規則二○号・六年四二号・一八年四○号・二八年二〇号〕

(通常総会又は通常総代会の延期届出)

第十六条 組合は、法第四十三条の二(法第四十八条第七項において準用する場合を含む。)の規定による通常総会又は通常総代会の招集が定款の規定による期間内に不可能となつた場合には、その事由及び開催予定日を記載した書面を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成五年規則二○号・六年四二号〕

(監査の報告)

第十七条 組合は、監事より監査の結果について報告を受けたときは、監査書の写しを添えて遅滞なく知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成六年規則四二号〕

(一時理事の職務を行うべき者の選任等の請求)

第十八条 組合員その他の利害関係人が法第四十条第一項又は第三項の規定による請求をしようとするときは、請求書のほか、組合の現況を具体的に記載した書面を添えてこれをしなければならない。

一部改正〔昭和五一年規則三一号・平成五年二〇号・六年四二号・一八年四〇号〕

(役員の損害賠償の結果の報告)

第十九条 役員が法第三十五条の六第一項又は第八項の規定による損害賠償をしたときは、組合は、その事由、賠償金額及び賠償者の氏名を記載した書面を添えて速やかに知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成五年規則二○号・六年四二号・一八年四○号〕

(代表又は常勤の役員の報告)

第二十条 組合は、代表又は常勤の役員を定めたときは、役職名及び氏名を直ちに知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成六年規則四二号〕

(事務の引継ぎ)

第二十一条 代表又は常勤の理事が更迭したときは、遅滞なく監事の立会いのうえ一切の事務を 引き継がなければならない。事務の引継ぎが終わつたときは、監事の意見書を添付して、そのて ん末を記述した書面を組合に備えて置かなければならない。

一部改正〔平成六年規則四二号〕

(検査の請求又は決議、選挙若しくは当選の取消の請求)

第二十二条 組合員が法第九十四条第一項の規定による業務若しくは会計の状況の検査の請求又は法第九十六条の規定による決議、選挙若しくは当選の取消の請求をしようとするときは、請求書のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添えてこれをしなければならない。

- 一 代表請求者の氏名、住所及び所属組合名
- 二 請求の事由を記載した書面
- 三 正組合員、准組合員別の同意者全員の署名及び押印をした書面
- 四 請求日現在における総組合員数(准組合員を含む。)
- 一部改正〔平成六年規則四二号・二八年二〇号〕

(定款の変更の認可申請又は変更の届出)

第二十三条 組合は、法第四十四条第二項の規定による定款の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 定款の変更の事由を記載した書面
- 二 新旧対照表
- 三 定款の変更に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 2 法第十条第六項第一号の手形の割引の事業に係る定款の変更の認可を受けようとするときは、 前項各号の書面のほか、次に掲げる書面を添えて申請しなければならない。
- 一 組合の信用事業に関する事務の分掌、職制及び職務権限を記載した書面
- 二 次に掲げる事項を記載した書面
- イ 組合の名称及び所在地
- ロ組合の地区
- ハ 組合の代表者の氏名
- ニ 期末又は最近時の出資金の額
- ホ 期末又は最近時の貯金及び定期積金の残高
- へ 期末又は最近時の貸付金の残高(共済貸付金を除く。)
- ト 組合の定款で定める主たる事務所及び従たる事務所のうち信用事業を行う事務所の数

- チ 手形割引の事業を行おうとする取扱事務所ごとの所在地及び期末又は最近時における信用事業専従職員の数並びにこのうち貸出し専従職員の数、職名及び氏名
- 3 出資一口の金額を減少する定款の変更の認可を受けようとするときは、第一項各号の書面の ほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- 一 財産目録及び貸借対照表
- 二 法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し
- 三 法第五十条第二項の規定による手続を要するときは、その手続が完了したことを証する書面
- 4 組合は、法第四十四条第四項の規定による定款の変更をしたときは、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。
- 一 定款の変更の事由を記載した書面
- 二 新旧対照表
- 一部改正〔平成六年規則四二号・一五年一号〕

第二十四条 削除

削除〔平成一六年規則二九号〕

(合併の認可の申請)

- 第二十五条 組合は、法第六十五条第二項の規定による新たに組合を設立してする合併の認可を 受けようとするときは、設立委員は次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- 一 設立しようとする組合の定款
- 二事業計画書
- 三 合併契約書謄本
- 四 被合併組合ごとの合併の事由を記載した書面
- 五 被合併組合ごとの合併に至るまでの推進の経過を記載した書面
- 六 被合併組合ごとの合併の決議に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 七 総代会で合併の決議をした組合については、法第四十八条の二第一項の規定による組合員に対する通知の状況を記載した書類
- 八 法第四十八条の二第二項の規定による総会の招集があつた場合には、総会までの経過を記載 した書類及び当該総会の議事録
- 九 被合併組合ごとの財産目録、貸借対照表並びに合併後の組合に係る貸借対照表
- 十 法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項及び同法第五十条第二項の規定に よる手続を完了したことを証する書面
- 十一 設立委員会の議事録謄本
- 十二 設立委員が農業協同組合にあつては法第十二条第一項第一号の規定による組合員(法人にあつては、その役員)、連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員たる組合の役員であることを証する被合併組合の監事の証明書
- 十三 役員の役職名、氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 2 組合は、法第六十五条第二項の規定による他の組合を吸収してする合併の認可を受けようと

するときは、前項第三号から第十号までに掲げる書類のほか、合併後存続する組合の定款を添え て申請しなければならない。この場合において、前項第四号から第六号まで及び第九号中「被合 併組合ごと」とあるのは「被合併組合及び合併組合」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和五一年規則三一号・平成六年四二号・一〇年二八号・一五年一号・二八年二〇号〕 (組合の権利義務の承継の認可の申請)

第二十六条 組合は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条第二項の規定により、会員が一人となつた連合会又は県連合会の権利義務を承継する認可を受けようとするときは、前条第一項第四号及び第六号から第十号までに掲げる書類のほか、法第七十条第一項第一号又は第二号の規定に該当しないことを証する書面及び法第十二条第二項第一号の規定による会員が一人となった時期を記載した書面を添えて申請しなければならない。この場合において、前条第一項第四号、第六号及び第九号中「被合併組合ごと」とあるのは「被承継連合会又は被承継県連合会及び承継組合」と、同項第四号、第六号及び第七号中「合併」とあるのは「権利義務の承継」と、「法第四十八条の二第一項」とあるのは「法第七十条第二項において準用する法第四十八条の二第一項」と、同項第九号中「合併後」とあるのは「権利義務の承継後」と、同項第十号中「法第六十五条第四項」とあるのは「法第六十五条第四項(法第七十条第二項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

一部改正 [昭和五一年規則三一号・平成五年二〇号・六年四二号・一〇年二八号・一五年一号] (合併の登記完了の届出)

第二十七条 組合は、組合等登記令第八条の規定により、合併又は権利義務の承継(以下この条において「承継」という。)後存続する組合については変更の登記、合併又は承継によって消滅する組合については解散の登記、合併によって設立する組合については組合等登記令第二条第二項に規定する登記を完了したときは、二週間以内に登記事項証明書を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和五一年規則三一号・平成六年四二号・一〇年二八号・一七年九号・二八年二〇号〕 (解散の決議の認可申請)

第二十八条 組合は、法第六十四条第二項の規定による解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 解散の事由を記載した書面
- 二 解散の決議に係る総会又は総代会の議事録謄本
- 三 総代会で解散の決議をした組合については、法第四十八条の二第一項の規定による組合員に 対する通知の状況を記載した書類
- 四 法第四十八条の二第二項の規定による総会の招集があつた場合には、総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録
- 五 最近の財産目録及び貸借対照表(非出資組合にあつては財産目録)
- 一部改正〔平成六年規則四二号・一〇年二八号・一五年一号・二八年二〇号〕 (解散の届出)

第二十九条 組合は、法第六十四条第一項第一号又は第四号の規定により解散したときは、次に 掲げる書類を添えて解散の登記の完了後二週間以内に知事に届け出なければならない。

- 一 解散の事由を記載した書面(前条の認可を受けて解散した場合を除く。)
- 二 最近の財産目録及び貸借対照表(非出資組合にあつては財産目録)(前条の認可を受けて解散 した場合を除く。)
- 三 解散に係る登記事項証明書
- 2 組合は、法第六十四条第五項の規定により解散したときは、次に掲げる書類を添えて解散の登記の完了後二週間以内に届け出なければならない。
- 一 法第十二条第一項第一号の規定による組合員が十五人未満(連合会にあつては同条第二項第 一号の規定による会員が欠けたこと)となつた年月日
- 二 経過の概要
- 三 第一号に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表(非出資組合にあつては財産目録)
- 四 解散に係る登記事項証明書
- 3 法第六十四条第七項第三号の事由により解散した連合会が行う同条第八項に規定する届出については、前項の規定を準用する。この場合において、前項第一号中「法第十二条第一項第一号の規定による組合員が十五人未満(連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員が欠けたこと)」とあるのは「連合会において同条第二項第一号の規定による会員が一人」と読み替えるものとする。
- 一部改正[昭和五一年規則三一号・平成六年四二号・一〇年二八号・一五年一号・一七年九号・二 八年二〇号]

(清算着手当時の財産目録、貸借対照表及び財産処分方法の届出)

第三十条 組合は、法第七十二条第一項の規定により財産目録及び貸借対照表並びに財産処分の 方法(非出資組合にあつては、財産目録及び財産処分の方法)について総会又は総代会の承認を 得たときは、これらの書類に承認を得た総会又は総代会の議事録の謄本を添えて二週間以内に知 事に届け出なければならない。

一部改正 [昭和五一年規則三一号·平成五年二○号·六年四二号·一○年二八号]

(農事組合法人の設立、定款の変更、合併、解散及び組織変更等の届出)

第三十一条 県の区域及び県の区域に満たない区域を地区とする農事組合法人(以下「農事組合法人」という。)は、成立したときは、法第七十二条の三十二第四項の規定により、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

- 一 登記事項証明書
- 二 定款
- 三 事業目論見書
- 四 設立総会の議事録謄本
- 五 役員名簿

六 組合員名簿

- 七 組合員に法第七十二条の十三第一項第二号から第四号までに該当する者があるときは、その 名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面
- 2 農事組合法人は、定款を変更したときは、法第七十二条の二十九第二項の規定により、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。
- 一 登記事項証明書
- 二 定款
- 三 定款の変更の事由を記載した書面
- 四 定款の新旧対照表
- 五 定款の変更に係る総会の議事録謄本
- 3 農事組合法人は、新たに農事組合法人を設立してする合併をしたときは、法第七十二条の三十五第三項の規定により次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。
- 一 登記事項証明書
- 二定款
- 三 被合併農事組合法人ごとの合併の事由を記載した書面
- 四 合併契約書謄本
- 五 被合併農事組合法人ごとの合併の決議に係る総会の議事録謄本
- 六 役員名簿
- 七 組合員名簿
- 八 組合員に法第七十二条の十三第一項第二号から第四号までに該当する者があるときは、その 名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面
- 4 農事組合法人は、他の農事組合法人を吸収してする合併をしたときは、法第七十二条の三十五第三項の規定により次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。
- 一 登記事項証明書
- 二 定款
- 三 被合併農事組合法人及び合併農事組合法人の合併の事由を記載した書面
- 四 合併契約書謄本
- 五 被合併農事組合法人及び合併農事組合法人の合併の決議に係る総会の議事録謄本
- 六 役員名簿
- 七 組合員名簿
- 八 組合員に法第七十二条の十三第一項第二号から第四号までに該当する者があるときは、その 名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面
- 5 農事組合法人は、法第七十二条の三十四第二項の規定により、法第六十四条第一項第二号及び第五号の事由以外の事由により解散したときは、次に掲げる書類を添えて解散の登記の完了後届け出なければならない。
- 一 解散の事由を記載した書面

- 二 法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第一号に規定する総会の決議により解散した場合にあつては、解散の決議に係る総会議事録の謄本、法第七十二条の三十四第一項に規定する組合員が三人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が三人以上にならなかつた場合に、その六月を経過して解散するときにあつては、当該解散した時の年月日を記載した書面
- 三 最近の財産目録及び貸借対照表(非出資農事組合法人にあつては財産目録)
- 四 解散に係る登記事項証明書
- 6 農事組合法人の組合員その他利害関係人が、法第七十二条の二十二の規定により一時理事の 職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、請求書に農事組合法人の現況を具体的に記載した書面を添えてこれをしなければならない。
- 7 農事組合法人は、法第七十二条の四十四の規定により、清算が結了したときは、清算結了に係る登記事項証明書を添えて遅滞なく届け出なければならない。
- 8 農事組合法人の議決事項の届出については、第十条(第六号の事項に限る。)の規定を準用する。
- 9 農事組合法人の理事の損害賠償の結果の報告については、第十九条の規定を準用する。この場合において、第十九条中「法第三十五条の六第一項又は第八項」とあるのは「法第七十三条第二項の規定で準用する法第三十五条の六第一項又は第八項」と読み替えるものとする。
- 10 第二十条及び第二十一条の規定は、農事組合法人の代表若しくは常勤の役員の報告及び事務の引継ぎについて準用する。
- 11 法第七十三条の十の規定による組織変更の届出は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- 一 登記事項証明書
- 二 定款
- 三 組織変更計画書
- 四 組織変更の決議に係る総会の議事録謄本
- 五 法第七十四条の書面又は電磁的記録(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力 したもの)
- 一部改正〔昭和五一年規則三一号・平成五年二〇号・六年四二号・一〇年二八号・一五年一号・一 七年九号・一八年四〇号・二〇年八号・二四年四四号・二八年二〇号〕

(書類の提出先)

第三十二条 組合及び農事組合法人が法及びこの規則により提出する書類は、その主たる事務所 の所在地を所管する農林水産事務所、農林事務所又は農政事務所へ提出しなければならない。た だし、三重県の区域を越える区域を地区とするものにあつては、この限りでない。

全部改正〔平成二四年規則四四号〕、一部改正〔平成二五年規則四二号〕

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県農業協同組合法施行規則の規定に基づいて提出されている申請書、届出書、報告書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(昭和五十一年五月十一日三重県規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月三十一日三重県規則第十一号抄) (施行期日)

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成五年三月三十日三重県規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年三月二十九日三重県規則第四十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十年四月一日三重県規則第二十八号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する組合の理事、監事、清算人及び参事については、改正後の農業協同組合法施行規則第二十四条の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

附 則(平成十年四月一日三重県規則第三十五号抄) (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十五年一月十七日三重県規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十六年三月三十一日三重県規則第二十九号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年三月七日三重県規則第九号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年三月三十一日三重県規則第四十号)

この条例中第一条の規定(第四条の改正規定を除く。)は平成十八年四月一日から、第一条の規定 (第四条の改正規定に限る。)は銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百六号)の施 行の日から、第二条の規定は会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二十年三月十一日三重県規則第八号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第五条中農業協同組合法施行細則第 十条及び第三十一条第八項の改正規定(中略)は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年八月三十一日三重県規則第四十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日三重県規則第四十二号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二十八年三月二十二日三重県規則第二十号)
- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の農業協同組合法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書、届出書、報告書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 附 則(令和二年十二月八日三重県規則第七十四号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の農業協同組合法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書、届出書、報告書その他の書類は、改正後の農業協同組合法施行細則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。